

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社ジモティー

実務対応報告公開草案第52号に関するコメント

質問1

【意見】

権利確定条件付き有償新株予約権について、第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引であるため、報酬性がないと考え、この提案に同意しない。

【理由】

質問1の中の「報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照）」とあるが、どれも恣意的な記載となっており、特に第17項(1)の前提があまりにもおかしい。『「払い込む」という特徴を除けば、無償ストック・オプションと類似している』としている。

公正価値としての「金銭の払い込み」があるため、公益社団法人日本監査役協会が平成28年5月20日に公表した「監査役監査実施要領」（改訂版）には『有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない』とあり、また、税務についても、公正価値としての「金銭の払い込み」があるため、権利行使時に給与等課税事由が生じないとされている。まさに有償発行の最大の特徴の公正価値としての「金銭の払い込み」があるためである。

にも関わらず、本公開草案は、報酬としての性格を持つと考えられるとした理由の最初に、有償発行の最大の特徴を除く形で理由として説明をしている。有償発行そのものの全面否定であり、これでは、持株会でさえ株式報酬と言われかねず、また、世の中のすべての金銭での取引が、贈与や報酬と言われかねないような非合理的な前提である。

質問5

・本公開草案における勤務条件の取扱いは、このままだとIFRSとのGAAP差を広げることとなる。GAAP差を無為に広げることについて、その合理性を説明してほしい。

以上